

青森県報

第二千九百四十八号

平成二十年
六月二十日
(金曜日)

告 示

青森県告示第四百九十四号

平成二十年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成二十年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

区 分	試験職種	期 日
実技試験	電気工事科	平成二十年九月十三日（土） 午後一時
学科試験 （関連学科 （系基礎学科及び専 攻学科））	電気工事科 和裁科 左官・タイ 建築科 配管科	平成二十年九月十四日（日） 午前十時三十分
	全職種	
指導方法		

二 実施場所

青森市大字野尻字今田四三の一
県立青森高等技術専門学校

三 受験申請書の提出期限

平成二十年七月一日（火）から七月二十八日（月）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、七月二十八日（月）までの消印のあるものは有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各
県立職業能力開発校で配布する。

目 次

職業訓練指導員試験の施行……………（労政・能力開発課）……………一

大規模小売店舗の新設に関する届出……………（経営支援課）……………二

大規模小売店舗の変更の届出……………（同）……………三

開発行為に関する工事の完了……………（建築住宅課）……………四

建設業者の許可の取消し……………（中南地域住民局）……………四

右 同……………（同）……………四

右 同……………（同）……………五

右 同……………（同）……………五

右 同……………（同）……………五

出先機関……………（上北地域住民局）……………六

道路の位置の指定……………（同）……………六

教育委員会……………（同）……………六

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札……………（学校施設課）……………六

収用委員会……………（同）……………六

公示による通知……………（監理課）……………七

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

(電話〇一七 七三四 九四一五)

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア野辺地店
上北郡野辺地町字種川一五の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダストア
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年二月七日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六六〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一〇七台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐車場の位置及び収容台数

四〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

一四三・六平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三二・八立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社マエダ
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後八時まで

八 届出年月日

平成二十年六月六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び野辺地町役場

2 期間

平成二十年六月二十日から同年十月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで
ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年十月二十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計	五、一一九平方メートル	六、二四六平方メートル	平成 三・三・五 年月日 変更
区 分	変 更 前	変 更 後	

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項

午前八時三十分から午後五時三十分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年十月二十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字三本木字下平二一の八、二一の一〇及び二一一の三三から二一一の三九まで	十和田市東二十三番町一の株式会社 不動産センター十和田

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東生電気株式会社
- 二 代表者の氏名 高橋 尚
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市松原九三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第二〇一七号
- 五 取消年月日 平成二十年六月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気通信、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十年六月三日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東生電気株式会社
- 二 代表者の氏名 高橋 尚
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市松原九三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第二〇一七号
- 五 取消年月日 平成二十年六月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十年六月三日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、

届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 桜田建設株式会社

二 代表者の氏名 高田 龍治

三 主たる営業所の所在地 黒石市八甲三六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二二七三〇号

五 取消年月日 平成二十年六月五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年六月四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 桜田建設株式会社

二 代表者の氏名 高田 龍治

三 主たる営業所の所在地 黒石市八甲三六の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一六）第二二七三〇号
五 取消年月日 平成二十年六月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年六月四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐々木住建工業株式会社

二 代表者の氏名 佐々木 廣志

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字深持字長根尻八六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一三一四七号

五 取消年月日 平成二十年五月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月二十日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
三沢市大字三沢字下久保 四一の六六〇及び四一の 六六九	一六・六六メートル	六・〇〇メートル	平成 二〇・五・二

教 育 委 員 会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年六月二十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種二号）

七三 キロリットル（購入予定数量）

二 納入期間

契約締結の日から平成二十一年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の規定により物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

5 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成二十年八月一日 午後五時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁会議室

平成二十年八月五日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もつた金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)

730 kiloliter

2 Delivery period:

From the day of the commencement of the contract to March 31, 2009

3 Delivery place:

Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:

5:30 p.m. August 1, 2008

5 Contact point for the notice:

School Facility Management Division,
Aomori Prefectural Board of Education
2-3-1
Shimnachi Aomori City, Aomori 030-8540

JAPAN
TEL: 017-734-9873

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条第三項の規定によりすることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十年六月二十日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について(通知)

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成二十年七月八日をもって通知があつたものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

土地の所在：青森県上北郡野辺地町字向田

地番	土地所有者の氏名及び住所		備考
	氏名	住所	
385番30	廣瀬 勤	住所不明 ただし、\幡市男山笹谷8番地D7-201 京都府)	
385番55	谷口 明子	住所不明 ただし、豊中市南桜塚三丁目1番1号 大阪府豊)	
385番92	橋本 明子	住所不明 ただし、久留米市津福本町1664番地 福岡県)	
385番93	荒川 時子	住所不明 ただし、福岡県福岡市東区大字津屋1274番地2 福岡県)	
385番95	本村 恵子	住所不明 ただし、福岡県福岡市東区大字香椎1983番地11 福岡県)	
385番108	大友 卓夫	住所不明 ただし、福岡県福岡市西區下山門団地11番208号 福岡県)	
391番37	清水石 孝志	住所不明 ただし、土地登記簿の住所 東京都町田市南大谷900番地	
391番50	清水 恵津子	住所不明 ただし、土地登記簿の住所 東京都板橋区稻荷台4番11号	
391番62	那須 ハツミ	住所不明 ただし、土地登記簿の住所 大阪府大阪市西成区鶴見橋一丁目4番24号	

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭